

異議申立て

2014年5月20日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

異議申立人 \_\_\_\_\_ 印

1. 異議申立人（地権者）の氏名・年齢、住所

氏名 \_\_\_\_\_

年齢 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

2. 異議申し立てにかかわる処分

国土交通大臣が行った

2014年（平成二十六年）3月28日付けの国土交通省告示第三百九十六号

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号。以下「法」という。）

第十六条の規定に基づき使用の認可をした

とする旨の処分。

3. 異議申し立てにかかわる処分があったことを知った日

2014年（平成26年）3月28日

4. 異議申し立ての趣旨

・「2項の処分を取り消す」との決定を求める。

5. 異議申し立ての理由

・私は、今回の処分の対象である大深度地下使用される用地内に土地を所有し、居住している。

・今回の処分は、私の土地の下に、直径16mのトンネルを掘ることを認めるものであるが、私に許諾の確認をしないまま、居住している自宅の下にトンネルを掘ることは、私の所有権の侵害である。

・説明会などは、常に日程が間近での案内で、調整がつかず参加しなかった。個別にどのような構造物ができ、どのような影響が予測されるのかなどについて、将来トンネルの直上に居住することになる私に、説明に来るべき地盤沈下や家屋のひび・傾き、さらに排気塔からの排ガスによる大気汚染、振動・騒音・低周波被害などが発生した場合の、被害補償の対策を明示すべきである。

・その他

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

6. 処分庁の教示 なし

7. その他

口頭での意見陳述を 申し出る （申し出ない）

以上

(下線部5カ所記入、1カ所押印の上、提出)